

教育警察委員会（警察）一資料4

議第 45 号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議案（議第 45 号分）

議第 46 号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議案（議第 46 号分）

令和 4 年 3 月 2 日

岐阜県警察本部

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正の概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの
⇒令和4年4月1日施行

【猟銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料を1,800円から1,600円に改める】

- 手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとに見直すこととされており、200円の減額となったもの。

道路交通法の改正等に伴うもの【主な項目】
⇒令和4年5月13日施行

【認知機能検査手数料を750円から1,050円に改める】

- 従来、積算されていなかった予約に要する時間を積算したことや、受付、採点、結果の通知等に要する時間など事務の実態を反映した結果、増額となったもの。

【運転技能検査手数料を3,550円と定める】

- 75歳以上で一定の違反歴のある者が運転免許証の更新を受けようとする場合、「運転技能検査」を受験しなければならない。【新たに導入】
- 過去3年間に信号無視や通行区分違反等の違反歴がある者が対象となる。
- 普通自動車を使用し、指示速度による走行や右左折、信号通過などを実施する。
- 運転技能検査に合格しないと免許の更新ができない。
- 運転技能検査は繰り返し受験できる。

【高齢者講習手数料を6,450円に改める】

- 現在の高齢者講習は、認知機能検査等の結果により、合理化講習（2時間）と高度化講習（3時間）に区分されているが、改正後は一本化（2時間）される。
- 現在の合理化講習手数料は5,100円であるが、受付に要する時間など事務の実態を反映した結果、増額となったもの。

【若年運転者講習手数料を1時間につき2,250円と定める】

- 第二種免許、大型免許の受験資格は、21歳以上かつ普通免許等の保有期間3年以上（中型免許は20歳以上かつ普通免許等の保有期間2年以上。）であるが、バス業界等の人手不足等を解消するため、一定の教習を終了すれば19歳以上かつ普通免許等の保有期間1年以上の者が特例で受験可能となる。【新たに導入】
- 特例で取得した第二種免許、大型免許又は中型免許を保有する者が、21歳（中型免許20歳）に達するまでの間に違反点数が一定の基準に達した者は「若年者講習」を受講しなければならない。【新たに導入】 ※ 講習は9時間を予定（合計20,250円）

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正について

条例改正の前提となる事実について

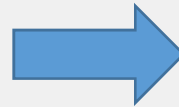
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第5条第7号に「未成年者（18歳以上の者で営業に関し成年と同一の行為能力を有するものを除く。）」と風俗案内業の欠格事由が規定されている。

この規定の引用元は民法第4条「年齢20歳をもって、成年とする」であるが、この成年の規定について、令和4年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられることとなった。

民法の改正内容 (条例に関するもの)

民法（明治29年法律第89号。）

第4条（成年）
年齢 20 歳をもって、成年とする



民法の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）

第4条（成年）
年齢 18 歳をもって、成年とする

欠格事由に未成年を規定
しているため、条例を改正

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正 令和4年4月1日施行

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

第1号から第6号 略

第7号 未成年者（十八歳以上の者で営業に関し成年と同一の行為能力を有するものを除く。）

第8号 略

除外規定の削除



(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

第1号から第6号 略

第7号 未成年者

第8号 略